



最終決定

覺

書

第

三

四

五

六

七

八

昭

和二十一年三月六日達藤武雄及遠藤梅代ハ内務省警保局ニ於テ會同シ蒙古

政局駐日代表部寛慰官及警保局種村運事官立會、下ニ左ノ通協定セリ

一 梅代ハ天元蒙古政府治安部警尉遠藤與四郎ガ昭和十五年三月第二次後套

作戰ニ參加中、死不明トナリ昭和十九年三月其ノ死亡ヲ確認セラレタル

ニ依リ該報ノ事情ヲ考慮シ此ノ際實家ニ復籍ヲ決意シ遠藤家ヘ其ノ離籍

二 遠藤スル場所ニ轉居セシムルコト

三 遠藤家之ヲ遠藤家ニ残スモノトシ遠藤家ノ

四 死與西郷殉門ハ併ヒ蒙古政府ヨリ給與セランタル慰恤金、退職賜金其ノ

總合計金七千九十五圓將來給與セラルヘキセノ金千七百二十圓ヲ含ミ又

利子ハ之ヲ除クハ其ノ給與ノ趣旨殘留家族扶助ノ結果ニ在リタルニ鑑ミ

且現在迄ノ間梅代ガ獨身勤勞、傍生計及遺兒養育ニ努メ來タル心情ヲ蒙

シテ左ノ如キ之ヲ歸屬セシムルコト

五 一部モ亡與西郷林義謙類以役離籍迄ノ間ニ於ケル梅代及遺兒三人ノ生

活費及養育費トシテ梅代ニ歸屬セシム其ノ額ハ休職滿期ノ翌月タル昭

和十六年四月ヨリ昭和二十年三月迄ニ至ル四十八月間ニ付キ一ヶ月ノ

同上ノ所要費ヲ月額百圓トシ其ノ三分ノ一額金貳千四百圓及保管期間中生ジタル利子ヲ合算シタル額トス
其ノ賑餉金ム千六百九十五圓ヲ遺児養育費トシテ遠藤家ニ歸屬セシムルモノトス

右ノ達協定シタルニ依リ後日ノ爲メ茲ニ覺書五通ヲ成署名シ當事者及立會人各一通ヲ保存スルモノトス

昭和二十年三月六日

内蒙古聯合自治政府

立會人

右

蒙古政府駐日代表部

警保局警務課

理事官

種村一男



遠藤武雄

延

神山武雄



成紀七三七年四月九日

內總人秘第六八一號

警保局長山

蒙古聯合自治政府

內政部次長 武 内 譲

事務官門

理事官



日本帝國
內務省警保局長 謹

第二次後套作戰殉職者ニ關スル件
三月二十七日附警保局警務發乙第一九〇號ヲ以テ照會ニ係ル標記ノ件
左ノ通り及回答

戰死未確定者 九枚

記

一、官職氏名
別表ノ通り

遠藤武雄印
遠藤武雄
延
神山武雄
種村一男
蒙古聯合自治政府
內政部次長 武内謙
事務官門
理事官

印

蒙古自治区政府

二、戦死確認ニ至ラサル事由

同人等ハ第二次後套作戦一五原事件一終了スルモ歸還セス又遺骸モ
發見スルニ主ラス生死不明ノ状況ニ在リタルヲ以テ當政府及現地日
本軍ニ於テ銳意之カ搜索ニ努メタル結果昨年七月ニ至り當時戰場ニ
於テ戦傷ヲ蒙リ抵抗力喪失シ在リタルヲ逆襲シ來レル敵ニ收容セラ
レ其ノ後某方面ニ移送セラレタル事概未明確トナリタルニ因ル
一當時共ニ生死不明トナリタル警察官吏其ノ他政府職員等ノ内本件
以外ハ同年七月二十日生死不明トナリタル日ヲ以テ北支派遣甘粕部
隊長ヨリ戦死確認サレアリ

三、現在ノ身分

文官分限懲戒令ニ依リ成紀七三五年九月二十日休職ヲ命セラレ一六
月以上生死不明ノ廉ニ因ル一成吉思汗紀元七三六年三月二十日休職
期間滿期ニ因リ失官ス

蒙古聯合自治政府

四 給與

1. 事件發生後ノ給與

休職ニ至ル迄俸給全額休職中ハ俸給三分ノ二ヲ正當受給者ニ支給

シアリ

2. 残留家族ニ對スル扶助

特例ヲ以テ退職ニ準シ殘留家族ニ對シ退職諸給與金ヲ支給スル如

ク決定セラレアリ 其ノ額別表二ノ通り

3. 其ノ他参考事項

ノ 本件身分取扱及處遇ニ對スル内規
別添ノ通り

2. 右内規ニ基キ爲シタル措置ノ概要
退職諸給與金額裁定ト共ニ現住所々轉警察署長ヲ通シ右裁定通知
書ヲ受給者ニ交シ請求書ヲ提出セシメタリ 而シテ請求書提出

蒙古聯合自治政府

アリシ分ヨリ順次送金シアルモ爲替管理ノ關係上真ノ送金若干遞延ヲ逸レサル狀況ニ在リ
本件ノ内給與金ノ分配ヲ總リテ家族間ニ紛争アル元警尉達藤與四郎分ニ對シテハ右紛爭解決後支給スヘク之力關係方受給者現住所々轄静岡縣沼津櫻寫署長ニ依頼中ナルモ末タ解決セラレサル如クナルヲ以テ支給手續留保中ナリ

別表一

五原事件ニ因ル失官者名簿

(内務省派遣者)

千葉縣巡查	京都府巡查	福岡縣巡查	岡山縣巡查	茨城縣巡查	秋田縣巡查	出 身	任用年月日	官 職	姓 氏	名
同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七一一	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	警視廳巡査 (巡查部長)	成吉思汗紀元 七三三、一二、二	治安部警尉	大 境 遠 境 藤 境 與 境 則 境	義 境
同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七一一	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	治安部警尉補	同	中	兒 玉 竹 三	山 久 雄
同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七一一	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二	同 七三四一、二、二			大 境 遠 境 藤 境 與 境 則 境	義 境	則 境
小 旗	小 谷	杉	岸	福	兒					
勇	峻	義	造	川	田					
義	義	義	市	子	愛					
					三					
					郎					

五原事件ニ依ル失官者退職諸給與金一覽表
（内務省派遣者）

同	同	同	失	官	者
			官職名	俸官給級	名
同	同	同	警尉	（月二一五圓）	大塚義則
治安部	治安部	委任待遇	警尉	（月二一五圓）	大塚義則
月俸一七五圓	月俸一八五圓	兒玉竹三	山中久雄	遠藤與四郎	氏
委任待遇	委任待遇	兒玉竹三	山中久雄	遠藤與四郎	名
175圓	185圓	215圓	470圓	賜金	退職
4200圓	4440圓	5160圓	5640圓	金	慰恤
0圓	262圓	0圓	712圓	金	建國
4375圓	4887圓	5375圓	6822圓	功勞計	
二三五	秋田市牛島	三重縣安濃 郡神戸村大澤 字半田青谷	野高久吉方 八四一ノ五	末松二谷東京區世田 六松ノ清九方六町田	現住所
同	同	同	同	妻	姓
	兒玉ミツエ	中山ミエ	遠藤梅代	大塚アサ	名

同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同

同	警 長	治 安 部	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
月俸一五七圓	委任待遇	月俸一六三圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇	月俸一七五圓	委任待遇
小 旗 勇	小 谷 駿 義	杉 進	岸 川 子 市	福 田 愛 三 郎																							
157圓	163圓	175圓	175圓	175圓																							
3768圓	3912圓	4200圓	4200圓	4200圓																							
0圓	235圓	0圓	0圓	0圓																							
3925圓	4310圓	4375圓	4375圓	4375圓																							
養 寺 千 葉 縣 山 武 郡 大 和 村 安 武	字 西 濱 高 知 縣 安 藝 郡 春 日 村 大 安 藝	郡 安 藝 町 大 安 藝	字 小 倉 福 岡 縣 筑 紫 郡 久 米 村 大 久 米	字 宮 尾 大 園 村 大 園 村	岡 山 縣 久 米 村 大 久 米	郡 靈 谷 村 大 靈 谷 村 大	茨 城 縣 結 城 郡 新 城市 大 新 城市 大																				
父	妻 緣 內		妻	母																							
小 旗 國 三 郎	朝 比 奈 政 猪		杉 ヒサ子	岸 川 たつよ																							

蒙古自治政府

身分取扱及處遇ニ對スル内規
綏西地區派遣遭難者人事處理ニ關スル件

一 成紀七三六年九月十六日總人秘第一八八九號總務廳長通牒

綏西地區派遣遭難者中今回戰死確認セラレタル者及生死不明者ノ人事
取扱ニ關シテハ左記ニ依リ處理スルモノトス
一、身分
生死不明者一戰死未確認者一ハ成紀七三六年三月二十日一休職期間
滿期間滿了日一ヲ以テ失官トス
失官スヘキ者ニ付テハ前項ノ詮議ヲ爲サス
二、陞等增俸

蒙古聯合自合治政府

五
一省略一
四
一省略一

(一) 戰死確認者ニ對スル事項ニ付省略一

(二) 戰死未確認ニシテ失官セル者ニ付テハ其ノ家族ニ對シ左ニ依リ譜給與金ヲ支給ス

前項給與金ノ支給ヲ受クヘキ家族ノ範圍及順位ハ恤金支給規定ヲ準用ス

(1) 遺恤金トシテ俸給月額ノ二十四箇月以内ヲ支給スルコトヲ得

(2) 退職賜金ハ在職期間ノ計算ニ付休職期間ハ之ヲ半減シテ支給ス

月	送	受	及	號	局	議	合	日	月	付	及	號	局	管	主
第	第	第	第	第	第	第	第	第	月	月	月	月	月	月	月
號	號	號	號	號	號	號	號	號	月	月	月	月	月	月	月
送	受	送	受	送	受	送	受	送	月	月	月	月	月	月	月
月	月	月	月	月	月	月	月	月	日	日	日	日	日	日	日
日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日

警保局警務發乙第一九〇號

案起 昭和十七年三月二十三日	施行 三月二十一日
-------------------	--------------

警保局長
警務課長
事務官
警保司長

第二回後長作戰殉職者三十四件

內蒙古聯合自治政府內政部文充

內務省

規格 B5

日 第

號受
送月
日

内 番 雀

府政日本帝國

日 第

號受
送月
日

内 番 雀

先年貴管下五原地區ニ於テ殉職シタル者
中末々戰死ヲ確認セラレザル者ニ付
由帶省派遣員ニシテ

左記事項至急御回示相煩度候

記

一官職氏名

二戰死確認ニ至ラザル事由

(國定規格一八〇×三三九)

三現在身分
滿一年ニ至テ失官トナリタリト、夙評アリ其
ノ事実、有無、茲ニ現在身分ノ取扱及將來
見計

四給與

事後後為シタル給與ノ実際、茲ニ人後ニ
於ケル給與見計特ニ殘留家族ニ對工ル
扶助ノ有無

五其ノ参考事項

右内規ニ基キ為シタル措置ノ概要
(アラバタ)

支那事變の原因は、中國人民の反對の結果であつた。中國人民は、英國の侵略者である英國政府の暴虐と、英國の商人である英國商人の剥削に、長年苦しめられてゐた。英國政府は、中國人民の反對を鎮壓する爲め、軍隊を派遣して、中國人民を攻撃した。英國政府は、中國人民の反對を鎮壓する爲め、軍隊を派遣して、中國人民を攻撃した。英國政府は、中國人民の反對を鎮壓する爲め、軍隊を派遣して、中國人民を攻撃した。

前文お許一下。さう。

私、昭和十五年三月三十日五九事件の際、不幸にして、生死不明となりました。遠隔地にて、室内にてござります。先づおあわせ中、當時写真刻を頂きました。大事な失礼をおかけしました。

郵便と銀行と在る。英支政府、勤めやすかったりました。乃ず稀者の詫仰でござる。故に、該支銀行にて、やうすりでござります。個人の詫仰でござります。乃ず文部省よりおこしと申します。

至れり故に現在我が私共には、本來、乃ず稀者にて申すます。少く、半終はり、やうござります。

早速、翌の早朝の右の條項にて調へて、承ひました。左の

一
萬千之勝利自治政府。生死不明と申す。死んでござります。
半年前、締結金額。三十九半年前、締結三九

2.

詮士下士り乍ら生死不明とす。満一年目に失官と云ふ事にて、五年前と五年後と昭和十九年九月に申して參りた。故一時の政部次長から必要書類、金印整一等て差し出された。何の音動聽せぬ。給与は歸し參りまことに一年す。物貰高の今日、非常に困り居ります。無論徒食致さず。何といへば恩主は居りませんが、八方塞き七手空き三十六の子供をかゝる生活であります。何をするにも出来ません。今、状態でござります。河内平野早く、和平事を下りて頂けます。おやかい所が無いです。

尚、遠慮無事印の本籍地は、遠隔事印の義兄弟婦。
居ります。故、そちらの市通船は、一應はたゞ今
現住所、おやかい所が無いです。

其後、陸軍省へ参り乍ら「どう失官といふ言葉は
かやかでない。日本は非常の良が内閣会議か
失官といふ事はあ。幕府政府に於てどうやう事で
失官といたる」とやうに述べた。
尚、鼻死確認の事につき現地の部隊と關係があるの
を、と、部隊宛に向ひ合せたりが、この部隊名もし
ち耳をきく。とのお言葉でございました。
私は昭和十六年九月より航空郵便を三本、
普通郵便を二本、その時の政部長は千代田同
合せたところ、「到りませんから返事もござ
いません」と、郵便局長は二程大きさがありませ
ぬ半円形の箱を手に持つて、行勧友通りにて、
何事かと尋ねると責任者とされ調査へ頂きました
と云ふことを今じて語ります。
大変乱筆承文でござりますが、

右半

おなかへ歸ります。
必要の時は上京します故、何年
お向ひの所です。

三月三日

福津市松下八四一五
野高方一生家

肥田柿

大日本帝國政務

(二) (一)

(國定規格四八二三書籍)

内務省

規格 B. 5

一、官職氏名

記

第二次後套作戰殉職者ニ關スル件
先年貴管下五原地區ニ於テ殉職シタル者ノ中內務省派遣員ニシ
テ未ダ戰死ヲ確認セラレザル者ニ付左記事項至急御回示相煩度
候

内務省 警保局長

昭和十七年三月二十七日

警保局警務發乙第一九〇號

蒙古聯合自治政府内政部次長 殿

一官職力添

内務省

56

テ末々御沙キ難壁ナセロサ小暮ニ付成駕車頭年蘇聯國示現取
得用費等不正駕取副ニ須モ聯繩之々ハ暮ハ中內蔵首酒譽目ニシ
テ二大蔵尊御辨處難管ニ應スル者

蒙古獨合自當難道内財酒譽目

内蔵首 酒 誉 目

西明十九年三月二十日

參照印發

二、戰死確認ニ至ラザル事由

三、現在身分

滿一年ニ於テ失官トナリタリトノ風評アリ其ノ事實ノ有無
並ニ現在身分ノ取扱及將來ノ見込

四、給與

事變後爲シタル給與ノ實際、並ニ今後ニ於ケル給與見込特
ニ殘留家族ニ對スル扶助ノ有無

五、其ノ他参考事項

(イ) 殉職者ニ對スル身分取扱其ノ他處遇ニ關スル内規アラバ
其ノ寫

(ロ) 右内規ニ基キ爲シタル措置ノ概要

大日本帝国政府

昭和十七年七月六日

木村沼津警察署長 殿

内務省警保局醫務課
種村内務理事官

失官者諸給與金受給ニ關スル件

第二次後套作戰ニ際シ生死不明トナリタル當省推薦派遣ノ元蒙古
政府治安部醫尉遠藤與四郎家族ニ對スル諸給與金ノ受給等ニ付テ
ハ豫テ多大ノ御配意相煩居奉深謝候疊ニ電話及御依頼置候六月二
十五日付蒙古政府内政部次長來翰寫及諸給與金裁定通知書等確ニ
受領仕候直ニ本件ニ關スル從來ノ斡旋者ノ一人タル蒙古政府駐日

大日本帝国勅令

本件公使日本本署ニシテ本署ハ國人紳士家、一人モ水戸吉麿御親類也
十二月二十一日、蒙古大汗御内務大臣等率領之金點染者即將歸國
ハ關係者也、此謂於歸國後其事務處理事務難處不開不閉不外、又从之當事
無理、前報請願事務難處理事務難處、又從之當事
被二處為之困惱也、謂之過失不開不外、又从之當事難處難處、又從之當事
矣曾者誰能安樂也、請大執事

本件公使日本本署ハ國人紳士家

内務省主計司外務省主計司

西暦十九年十二月一日

代表部寛屬官トモ連絡ノ上本日妻梅代ヲ招致シ、裁定通知書ヲ交付致候

尙本件請求ニ付テハ本人目下東京ニ在住中ニシテ東京ニ於テ受領致度旨申出モ有之便宜其ノ住所ヲ東京市内務省醫保局醫務課氣付ト記載セシメ同封及送付候條御了知ノ上蒙古政府宛御發送方御配慮相煩度候

尙曩ニ貴署御配慮ニ係ル本給與金受領後ノ措置ニ關シテハ先般不取敢貴署修多羅警部補ニモ申通置候通り明年遠藤與四郎ニ對スル死亡確認等蒙古政府ノ何分ノ正式決定ヲ俟チ實施スルコトシ、右時期迄ハ本給與金ハ便宜梅代名儀預金トシ前額寛屬官ニ於テ保管スル豫定ニシテ、遠藤武雄ニ對シテハ寛屬官ヨリ既ニ諒解フ求

大日本帝国政府

本件は本國政府より、鐵道部より實地審査員が鐵道官吏等に於て、鐵道開拓のための種々な事項を調査する爲めに、前記實地審査員等が於ける事務の運営を監督する爲めに、現行の鐵道官吏等の職務の執行に對する監督を爲す所である。

本件は本國政府より實地審査員が鐵道官吏等の職務の執行に對する監督を爲す所である。

本件は本國政府より實地審査員が鐵道官吏等の職務の執行に對する監督を爲す所である。

本件は本國政府より實地審査員が鐵道官吏等の職務の執行に對する監督を爲す所である。

本件は本國政府より實地審査員が鐵道官吏等の職務の執行に對する監督を爲す所である。

メ層ル趣ニ付之等ノ點乍御手數蒙古政府側ヘモ御申添相成度御依
頼申上候

先ハ右御依頼迄如斯ニ御座候

大日本帝国政府

大日本圖書館

卷之三十一
總第十二

外國水兵ニ於テ軍事、機甲聯軍、鐵道、電氣、火車、輪船、飛行機等之聯繫事

收納人秘第1=一九號

咸吉通洋紀元一九零七年正月廿二日

蒙古聯合行政存

收政部次長
井 政 夫

日本帝國

靜岡縣沼津警察署長殿

失音者請管子金更給三萬八千

右音三係九標記年六月廿四附正聯第五九號

乙次丙連名之狀況詳承此候

復報十九事項今在シアル家庭紛糾ノ一處解使ニ

是々ハ備ニ貴官御盡力ノ結果ト有少彦ニ重ナシ深

厚感謝、意り表し候

請給支金一萬圓梅代於之以飲人へ如ク乞替り是人
 諸キ付裁宣通天書リ受終者ニ交付上請求書
 提出シム様取計賜及兩役依松津之候之、請求書
 提出有之候上う當方ヨリ多め給者位所完滿也拂リソ
 直拂チ拂才猶ニ若し現金一分半等ニ同シ約此而燃
 大事有之候前少翁有住所ノ貴官ニ付表示セシメラレ
 度而シテ右平統ニ依リテ足金通勅事中貴官ニ付高梅代ニ副
 有上ハ關係者立會上梅代ニシテ指掌銀行又ハ郵便局
 ノ現金ヲ受領セシム如御取應賜及依松津之候
 関係者、何し現アリヤハ不勝之候其互讓移却缺如
 三危ノ如斯醜状リ嘆望レ申貞官ニ格別、御迷惑又ノ相掛候
 マトヨ柳ヤシ修え牛官者ハ集並共、常國疏主捨ズトナリ
 乞及ニシテ本件關係者即ナ其一要冲集地在者、邊境

旅二月之候、ハ御懇情ニシテ約此、一根节尔因解决、
 是ル如ノ御盡り賜度御依松津之候

尚為替官理手ノ理由ニ従、請示書到着ヨリ受終者ニ送
 金到着、ハ根木一ノ月ノ間、ノ二十平統ノ中貴官ニ依松
 ツノ末日既日代表部、又用知致墨候、付念申候

冠省

左の御電話にて御詔申上げました遠旨
梅代に對する諸給予金請求書及裁定
通知書同封致しましたから宜敷くお願ひ
致します

七月二日

沼津警察署

修多羅警察部

種村理事官殿

大日本帝國政府

蒙政内電第二三五号

寃屬官へ

遠藤與四郎，件御盡力ヲ深謝ス

給與金八久光參事官，諒解ヲ得テ先ツ

謹察署長ニ送附ス御詔承相成度。後文

内政部次長

(國定規格八三×三見耗)

駿東郡愛鷹村西稚路八九五番地

遠藤與四郎

資產並負債調查

種別	名義人	坪数	見積價格	備考
不動產完地	遠藤與四郎	三三三坪二勾	一、六六五圓	役場台帳ニ依リ調査
田	"	一反二畝八步	七六五圓	"
山	"	四反六畝五步	一、〇九〇圓	"
杯	"	一反四畝三步	一、〇九〇圓	"
家屋	"	五株 七二坪合五步	四四九圓	廿十月廿九、
勤	計	五、七一九	四	
資產	負債	之		
二	負債	一部		

青岡農業銀行
青岡農業銀行
青岡農業銀行
青岡農業銀行

63

借入年月日	借入場所	借入名義人	金額	備考
昭和四年八月三十日	駿河銀行青野支店	遠藤與四郎	六、五〇〇円	銀行調査
昭和十一年十一月三十日	駿河銀行青野支店	兄弟一同	一、七〇〇円	全家連帯工作依頼調査
不	不明	不知	二、〇〇円	詰文ナシ
不	不明	不知	一、二〇〇円	支拂ナシ
			八、六〇〇円	借入セテ
			二、七三〇円	詳調不明モ
				銀行利子及生活費
				光音ニルタメ借入セテ

備考

一、在所調査依頼

二、資産及負債其他、家族、名義ノモト無之

駿河銀行青野支店調査依頼負債	本店	本店	本店
借入年月日	昭和四年八月三十日	昭和十一年四月八日	昭和十一年五月一〇日
借入當時余额	貸越極度一五〇〇円	一七〇〇円	一〇〇円
現在我残元年	貸越極度一五〇〇円(本金加利息) 利息毎年期六七〇円(本金六七〇円)	利息毎年期六七〇円(本金六七〇円)	利息毎年期六七〇円(本金六七〇円)
担保内訳	見込ナシ	見込ナシ	見込ナシ
返済方法	田、一反二畝ニ歩 畠三反一畝ニ歩 山林四畝ニ歩 宅地二四五坪五合八匁	畠二畝八步 山林一反一步 担保八畝後反一	担保八畝後反一
名義人	遠藤與四郎	今上	今上

静岡縣沼津警察署

69

敬候歸分

昭和十七年四月三十一日

警務課長

事務官

内務省監督官

事務官

元滿洲五名男爵

理事官

本邦平田

副

吉田

副

詔語

副

詔語

副

酒親第十九

三

昭和十七年四月二十五日 靜岡縣沼津警察署

靜岡縣警察署長啟

失官者詣給與ヲ続ル謹啓

即ニナシ事無事ノハセノ事

元治五年四月二日

失官者詣給與ヲ続ル事無事ノ事

テハ此處に在り

記

一
昭和十七年五月一日 手次六カ一號ヲ

静岡縣沼津警察署

東京総合台販

1. 政都公鳥外四哲夫ヲ健宣方昭
事力之至化ル

二、貴族家族ノ所

1. 父母
2. 長男御薦鶴林西推跡五力者地
3. 次女嫁四郎夫婦
4. 上毛吉子妻改嫁吉三郎
5. 二哥二妹及長男講義也
6. 二哥二男一女ナリ

口傳產生
家系及因細五爻八卦矣アシル珠

東十七直清三千余日アリ

八生計五個

自力作農ニシテ弟也相小西民子後川原
大色半斗十斗
猪之與四郎ノ父ナトノ折合萬々ノ
家也聲家也ナトナム人エニシテ經云
此名也加田カナズノ思相也相也
雖之アリ可也生也不可死ナリ
三、傳多一其也
昭和十九年中治洋市橋慶洋ト
共之(吉田梅代)也相市之折合(西有)相
故之流承傳多(ノル)五音見一改丘
つ是八音之
厚之本用兩立兩有及之、親威ヲ相
し總流一號耳

イ清経源、双方弓高財
上子サノ、放事の證人トス
口御手記證見立、事武雄(母方)ニ古
理セシ、清見立清見立、所見のト
有相ヤ、松多、勿漏弓頭人、所見のト
ス
三
三一復相傳、種子、ノヘモアリ、母方ニ
事不運落、旨用テアリ、至高、
ミテ御印リ、事多
古文、古文、古文、古文、古文、古文、古文、
四
四方、主度
四方、貞度、多、傳金毛糸紗、アル多
古文、古文、古文、古文、古文、古文、古文、古文、
五
事、弓高、弓高
加、田方、田方、田方、田方、田方、田方、田方、田方、
總、總、總、總、總、總、總、總、總、總、
代、弓方、弓方、弓方、弓方、弓方、弓方、弓方、弓方、
弓、弓、弓、弓、弓、弓、弓、弓、弓、
喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、喜、
別、別、別、別、別、別、別、別、別、

稿文

多々、此ノ目事也
同様和紙ノ水一束半
家に纏締セシムニアシ
ノ事也
是處ノ事也、且方ノ御見度、又諸ハ一
切方ニ參し、諸縁事ハ一切省略也
勿論也
（吉田喜久之）アラハヤ
以上

内経會第三七八號

成紀七三七年七月二十九日

蒙古聯合自治政府内政部

支出去官 山口徳次

車寧市内務省警保局經理科
遠年梅代殿

五原事件關係戰死者諸給與金送金ニ關スル件

昭和十七年七月六日附請求アリタル諸給與金左記内譯ノ通費地

第一銀行一郵便局一宛送金セシニ付受領相成度

追而領收ノ上ハ別添受領證ニ押捺折返シ送付相成度

内 譯

一、主席感謝狀併賜金

二、成紀七三七年十一月十二日給第一二五號内政部呈裁定ニ係ル諸給與金

一圓

三、成紀七三七年十二月二十三日給第主七四號政務院呈裁定ニ係ル諸給與金

五百三十五圓

計

蒙古聯合自治政府

内經會第三七八號
成紀七三七年七月二十九日

蒙古聯合自治政府内政部
支出官 山口德次

東京市内務省警保局警務課 氣付

遠藤梅代殿

五原事件關係戰死者諸給與金送金ニ關スル件
昭和十七年七月六日附請求アリタル諸給與金左記内譯ノ通貫地
第一銀行へ郵便局宛送金セシニ付受領相成度
追而領收ノ上ハ別添受領證ニ押捺折返シ送付相成度
一、主席感謝狀併賜金
内 譯

用-0016 B列4

蒙古聯合自治政府

主導權轉移指揮室

十四

四

主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

三

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

二

一

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室、主導權轉移指揮室

計

五三七五圓

一圓

一、成紀七三七年十一月十二日給第一一五號內政部長裁定ニ係ル諸給與金
一、成紀七三七年十二月二十三日給第三六六號政務院長裁定ニ係ル諸給與金

大日本帝政政府

大日本勦賊報

(寫)

諸給與金裁定通知書

裁定番號	給第三六六號
裁定年月日	成紀三六年二月二三日
原官吏官職名	治安部警尉
最終官等俸給	委任二等十六級俸
姓 名	遠藤與四郎
給與權者姓名	本人或續柄 妻 遠藤梅代
裁定內 給與金額	五千參百七拾五圓整
慰恤金	五一六〇〇〇
退職慰勞金	
遺族恤金	
死亡賜金	
退職賜金	

按右開查定無訛

蒙古聯合自治政府政務院長印

一九三六年二月二十日付給第三六六號此證到處有效。正本由領取人持回。存根由發給人持回。

新編 11 年回

種村理事官

殿

速がは便郵



東京即
内務省 葉書課
種村理事官 双

至りました
詰局
申合會
も
事務

内務省警務課内
種村理事官 殿

陽春、初尊堂益、御清穆之役慶賀奉存候
有遠藤與四郎儀、蒙古聯合自治政府治安部ニ勤務中去
十五年三月三十日五原縣警備中ニ方面戰闘ニ於テ戰沒仕候
謹而生前、御厚誼ヲ深謝シ御通知申上候
而告別式八月十日午前九時半ヨリ佛式ニヨリ自宅ニ於テ相管寺由候
時前柄御供物、儀八周、拜辭仕候

和十九年五月十二日

静岡縣駿東郡愛鷹村四權路八九五

外弟

子

親遠

遠

戚藤

藤

一武梅清

同雄代彥

又、謀が在幕房で責任を持て、ある強盗で
アーネストリードとフランクを射た
連、麻衣を補ひ立力ひ、セイウチは強烈
男の力の者へ方ひあり、と考ひ至りました
大喜び、ちわか早申す
感謝する事一月半
今、今はこれをゆるさぬが、決して立ち入り
八月二十日から三供三人たゞらの倉庫へ
連坐する事多しをうそり立つ
たゞよの倉社へ入社立つても
俸給よりは、祀め四人立つてゐるといふ事も
目標立て

内務省警務課内
種村理事官 殿

2

子洪至るをいがう書を附せん。あすて
会監とて參る。おまへ手すり。
種村理事官殿より食や仰せ頂きました
御子さすゆは食そりすよ。のお言葉
次之多忙はいす。一在ん。

仲子洪至るでいとお倉持はおまへせん
わぬ。本帝に國にかんて居り。
乞うて最善を之可。並居で居り。ナリ。
日本一の事やがお奉公金を目せし。
河平、お共よ。而後擧業頃き。

種村理事官殿

謹啟 梅代

郷も山樹。みちの輝光をり。年
すづり初夏。うちく。たけふ。うこう
若。而すくや。の。而事と。お。上。下。一。手。
平。手。は。而。甘。酒。ひ。手。か。上。下。一。手。
お。申。祝。手。下。手。手。ア。手。
生。禮。手。下。手。手。
實。は。生。手。向。ひ。申。上。手。手。た。手。手。手。手。

何と申。上。手。手。手。手。

内務省警務課内
種村理事官 殿

申すにまづ可せし。お笑ひ下さりませ。
わちて帰宅し奉りて子供等と
ごく一尺未だとき又祝のせりといふ事ぢや
譯山では下り外し、サアテ母祝ありとも
家へさせられずた。

之に祝り子供等は大変なうりにて
お手すりも手すりの去り下りはとく事りて
お手すり、お手等を起床室へゆりて
お手すり、お手等を母祝を申れてお手すり
すり、お手すりが差し立小差ねじり降手よ
ろはすり大手な室前を皆百はせる事
8年1月1日可せし。

謹啓

今次大東亜戦争於て名譽ノ戰死ヲ遂ゲラタル

故陸軍兵長 小野定夫君

蒙古五原於テ警備中敵襲ヲ受ケ殉職セラレタル

故蒙古自治区政府沿安部警備遠藤與四郎君

ノ村葬儀ヲ左記ヨリ執行仕り候間御臨席ノ榮ヲ賜ハリ度此段御案内

申上候也

記

一日時 昭和十九年五月十八日十二時三十分

一葬場 愛鷹村國民學校

一葬儀 佛式

追弔詞御用意ノ向ハ當日受付ヘ御示シテサレ度御願申上候

昭和十九年五月廿日

靜岡縣駿東郡愛鷹村長江本恭一

内務省警察課内

種村理事官

殿

謹啓

今次大東亜戰爭於名譽ノ戰死ヲ遂ニラレタル

故陸軍兵長

小野定夫君

蒙古五原於警備中敵襲ヲ受ケ殉職セラタル

故蒙古自治邦政府治安部警保遠藤與四郎君

村葬儀ヲ左記ヨリ執行仕リ候間御臨席榮賜ハ度此段御案内申上候也

記

一日時 昭和十九年五月十八日十三時三十分

一葬場 愛鷹村國民學校

一葬儀 佛式

追弔詞御用意向當日受付ハ御示シサヒ度御願申上候

昭和十九年五月十二日

靜岡縣駿東郡愛鷹村長江本恭

内務省警務課内

肥田公太郎 殿



蒙古聯合自合政治駐日辨事處
代表部

一、原因

五原事件行方不明者遠藤與四郎諸給與金請求
受領ニ關スル家庭紛争調定調書



(1) 梅代ハ與四郎ト結婚後東京ニ居住シ母トモ其他ノ兄弟ト同居シタル事ナク從テ意志ノ疏通ヲ缺グモノ有リ

同トモ、ハ從來久子ノ孝養ヲ受ケ居リ新ニ梅代ノ世話ヲ受クルヲ潔シトセズ

(2) 梅代ハ與四郎渡蒙後妊娠ノ爲野高家ニ在リテ分娩シ佛康回復シタル昭和十五年四月ニ張家口ヘ移轉スペク準備萬端完了シタル度同月五日頃與四郎行方不明ノ來電ニ接シタル爲渡蒙フ中止シ相變ラズ野高家ニ居リタリ然ル所政府ヨリ與四郎行方不明後ノ俸給支給ニ關シ、トモ、ト梅代兩名ニ照會有リ之ニ付ナ、トモ、ハ梅代ガ實家ニ居住シ居ルハ嫁ノ道ニアラズシテ俸給ハ本籍ヘ送金方政府

成田市立図書館蔵
明治三十一年五月五日

ヘ回答シタルモ其後梅代ガ實家ニ於テ之ヲ受取り、トモ、ニ對シ、
テハ月々二〇圓乃至一五圓ヲ小使トシテ送金シタリ

（一）梅代ガ實家ニ於テ與四郎ノ俸給受領ニ對シ反對ガ有リ水ク實家ニ
居ルヘ嫁トシテノ道ニアラザルヲ以テ梅代ヘ子供三人ヲ連レ昭和
十五年五・六月ノ二ヶ月間ヲ、トモ、ト生活シタリ

其ノ間與四郎ノ俸給ヘ全額、トモ、ガ受取り梅代ハ子供三人ト小
使ニモ窮スル狀態トナリタル爲愛鷹村長ノ厚意ニ依リ村役場ノ吏
員トナル可ク、トモ、ニ相談シタルモ自分ハ久子ノ子供ヲ見ナケ
レバナラヌ故梅代ノ就職ニ反對サル此處ニ於テ感情尖銳化シ久子
ノ子供ト梅代ノ子供トノ争ヒモ有リ居ルニ居ラレズ梅代ハ昭和十
五年七月妹静江ヨリ洋裁ヲ習フヲ理由ニ、トモ、ノ諒解ヲ得子供
ヲ連レ實家ニ歸ル。其後モ與四郎俸給受領シタル時ハ、トモ、ニ毎

二、経過

(イ) 遠藤武雄へ野高家ニ在ル間中養父ニ相談ナク自己ノ俸給ノ大半ヲ以テ遠藤家ノ負債ノ返済等フナシ居リ之ニ對シ面白ラザル感情ノ有リタル處ニ本件ノ如キ紛争ガ起リ・トモ・ガ奥四郎ナキ上ヘ武雄ノ復縁フ希望シタル爲相互諒解ノ上離縁トナル(別紙戸籍謄本参照)

(ウ) 遠藤家トシテハ武雄ガ離縁トナリタル上ヘ梅代モ當然離縁フ申出ツベキト思ヒ居リ使者ヲ立テ野高家ニ通ジタルモ子供三人モ有リ現實ノ問題トシテ不可能ノ状態ニアリ尙梅代ハ絶対反対セリ

(エ) 前記ノ如キ經緯ヲ以テ紛争極ニ達シ野高家ト遠藤家ハ殆交渉ナク

ナリタリ

月二〇圓宛送金シ居リタリ

(イ) 遠藤武雄へ野高家ニ在ル間中養父ニ相談ナク自己ノ俸給ノ大半ヲ以テ遠藤家ノ負債ノ返済等フナシ居リ之ニ對シ面白ラザル感情ノ有リタル處ニ本件ノ如キ紛争ガ起リ・トモ・ガ奥四郎ナキ上ヘ武雄ノ復縁フ希望シタル爲相互諒解ノ上離縁トナル(別紙戸籍謄本参照)

(ウ) 遠藤家トシテハ武雄ガ離縁トナリタル上ヘ梅代モ當然離縁フ申出ツベキト思ヒ居リ使者ヲ立テ野高家ニ通ジタルモ子供三人モ有リ現實ノ問題トシテ不可能ノ状態ニアリ尙梅代ハ絶対反対セリ

(エ) 前記ノ如キ經緯ヲ以テ紛争極ニ達シ野高家ト遠藤家ハ殆交渉ナク

案

一、賜金ヨリ

(1) 奥四郎ノ奉儀費

(2) 母・トモ・ニ賜金ノ一部ヲ與ヘル

(3) 右支出ノ残リヘ梅代之ヲ保管シ子供ノ養育費ニ充當

- (1) 昭和十六年十二月二十日頃沼津警察署ヨリノ呼出シニ基キ、トモ
武雄出頭、本紛争圓滿解決方懇意セラル依ツテ十二月三一日武雄ヘ
梅代ニ電話ヲ以テ奥四郎ノ諸賜金ヘ當方ニ於テ受取り妻子ノ事ヘ
充分考慮致スガ如何ト相議リタル處梅代ハ承諾シタリ
其ノ後梅代ヨリ電話有リ右同意ヲ取消シタリ
- (2) 其ノ後武雄ト梅代トノ間ニ左記ノ通り交渉有リ
武雄ヘ賜金ノ受領ニ關シ左ノ通り家事整理致シ度シト提案ス

本件は、主として武雄の妻である梅代の問題を扱っている。梅代は、夫の武雄が沼津警察署から出頭して、本件を了結する方針を示した。そこで、武雄は梅代に電話で、妻の妻子の問題について考慮する旨を伝えた。その後、梅代は電話で武雄の承諾を取消した。この後、武雄と梅代との間で、家事整理に関する話し合いが行われた。梅代は、夫の武雄が沼津警察署から出頭して、本件を了結する方針を示した。そこで、武雄は梅代に電話で、妻の妻子の問題について考慮する旨を伝えた。その後、梅代は電話で武雄の承諾を取消した。この後、武雄と梅代との間で、家事整理に関する話し合いが行われた。

乙

甲

遠藤 トモ
佐藤 金平
野高 久吉
渡政夫（梅代ノ母方ノ伯父）

二、與四郎名儀ノ財産へ之ヲ武雄名儀ニ變更シ母トモノ孝養並ニ
妹二人ノ面倒 フミル等家事全般 フミルモノト致シタイガト
右案ハ梅代ヨリ全面的反対フ受ケ立消トナル
武雄タリ
梅代ニ提案方申懇キタルモ其ノ後何等連絡ナシ

（昭和十七年四月十一日）

沼津警察署ニ於テ小杉警部立會ノ上

處事辨日駐府政治自合聯古蒙

甲ノ提議

- (1) 奥四郎ノ賜金ヘ、トモ、ガ受取り其ノ賜金ヨリ奥四郎ノ葬儀費、亡父竹次郎ノ負債約一、五〇〇圓、秀夫ノ借金至、〇〇〇圓ヲ支辨シタシ
- (2) 右殘金ヘ其ノ五分ノ四フ梅代ニ奥ヘ子供ノ養育費トシ五分ノ一ハ、トモ、ガ之ヲ受取りタシ
- (3) 家事ハ之ヲ擧ゲナ武雄ニ引継ギタシ
- 乙ハ右提議ノ不合理ナルヲ以テ賛成ノ余地ナク
相互協議ノ上

- (1) 梅代ガ賜金ノ受領フナシ葬儀費ト亡父竹次郎ノ負債約一、五〇〇圓ヲ支出シタル残リハ之ヲ遺兒ノ養育費ニ充當スペク繩リ
タリ

の御子文尚をもがりへ立委員會、議員等が演説へり。其は、其の發言者等へ學問ロセラシテ演説終りは、實質公私入射射場に在る。

終了後、生

ハ、該船客へ不當強き以て貴顕へ第並キタ

(3) 滅滅ハ不正點で、内撫ニ民憲無矣

ハ、本件、該を受取リ矣。

請は、ハ、入港、税金外ニハ、年期、費金等の貢金へ

是を承認申候

は、日本海大田へ就職不遂の事、嘗て、賃金等の貢金、江戸江原へ送達ヘ、イモ、改め難り共、難能也。其内、蘇州

手入通報

(2) 佐藤金平夫婦子供ヲ他ニ轉居セシメラレ度シ

右相互諒解有リタルモ翌日、トモ、ハ警察署ニ出頭前日ノ詰合ニ
不同意ヲ申出タリ

(3) 梅代ハ妹静江ト洋裁ニ從事シ居リタルガ將來ヲ考慮ノ上洋裁教
師トシテ獨立自營シ靖彦外二名ノ養育ニ當ル資トスベク十七年
五月ヨリ東京市品川洋裁學院ニ入學シ居リ昨年三月ヨリ與四郎
俸給支給停止以來今日迄梅代親子四名ノ生活費ハ總ナ實家ノ
ナラザル生計費ノ負擔トナリ居リ

梅代トシテハ現在精神的物質的ニ困窮シ居ル狀態ナリ

昭和十七年五月二九日午后八時沿津駅前太平館ニ於ナ午后八時

ヨリ電屬官立會ノ下ニ

部表
處事辨日駐府政治自合聯蒙古

モリ 審議官 M 翻へ不ニ

既往時十才半歲民に成る乎承八種威儀御領次半歲ニ凭テ平成八年朝
鮮半才之々ヘ威儀威儀御領次半歲ニ憑テ平成八年朝
セモセモ威儀御領次半歲ニ凭テ平成八年朝

既往受降日既來申日又奉分議半歲降入坐領者ヘ候テ貴君へ事
六代日既浪浪吉寧出居奉御領次半歲ニ入治ノ既而三既日リ興興御
福不々ア義立等々御領外ニ奉入治官ニ清少篠ノ木ヒトナシ半
日御野ヘ歸御既不準アニ既日ス既見及ム既御來已蒙御ヘ生歎味既
半既日既御加々リ

事降者既御承りモハ既日・ノガ・ヘ國體ノニ既御日・ノ満今ニ
御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御御

寛
鳥首
甲 遠藤武雄
佐藤金平
乙 野高久吉
遠藤梅代
解江

皆様相互ノ御意見ヲ別々ニ承リ私ヘ第三者トシテ客觀的ニ考察致シ
マシタ處皆様ガ目的即チ遠藤家ノ名譽ト隆昌ノ爲其ノ方法手段ヲ異
ニシテ居ラレ殊ニ奥四郎氏ガ五原事件ト申シマス蒙古治安肅正工作
ニ捨身力闘サレタルハ實ニ尊イ犠牲デアリマスシ殘リシ妻子ノ生活
ノ安定ト云フコトヘ政府トシナ出來ル限りノ事ヲ致シ度イト思ツテ
居リマス本件ガ圓滿ニ和解出來レバ御互ノ爲デ御座イマスガサウヂ

蒙古聯合政府駐日辦事處

梅代

遠藤武雄

政府ノ規程上サウデアリマシタラサウ云フ事ニ願ヒマス

ガ如何

ナク此ノ事件ガ公ニナリマスト其ノ影響スル處ヘ實ニ大キナモノ

ノデアリマス今後内地警察官ガ積極的ニ進出サレルカ否カト云
フ事ニモ關係シマスシ只今大東亞戰下吾ガ日本人ノ一舉手一投
足ヘ亞細亞十億ノ民ガ眺メテ居ルノデアリマス故ニ今夜集リ願
ツタノヘ先づ大キナ立場カラ御話合ヒ願ヒマス

日本ノ後方ノ諸

先づ第一賠金ノ請求受領ト云フコトヘ政府ノ規程カラ申シマスト
ト妻・子・父・母ノ順序ニナツチ居リマスカラ梅代サンガ立派シ

與四郎氏ノ妻タル以上梅代サンガ受取ルノガ宜敷イト恩ヒマス

リニアリム物アリ。諸君貴君出づマハ御前ノ御威儀アリスセキタリ
アリ。又ナニテセナハ。ミリセテ法衆の為めに御威儀を失ふ事無也
テ御威儀ニナリモハ。非也。御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者
は。セ然モ。シニ御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀
アリ。又ナニテセナハ。内政氣の邊幅ナリ。又御威儀者御威儀者御威儀者御威儀
者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀
者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀者御威儀

トシナシテノモニテソラノモリタリマセヌ。トシナシテノモニテソラノモリタリマセヌ。

ツカシムトキノモニテソラノモリタリマセヌ。ツカシムトキノモニテソラノモリタリマセヌ。
モニテソラノモリタリマセヌ。モニテソラノモリタリマセヌ。

ツカシムトキノモニテソラノモリタリマセヌ。ツカシムトキノモニテソラノモリタリマセヌ。
モニテソラノモリタリマセヌ。モニテソラノモリタリマセヌ。

異議ナシ

第二賠金ノ便途デアリマスガ之ヘ遣族ノ方ノ生活ヲ先ツ考慮シナ
ケレバナリマセヌガ人間トシナヤラナケレバナラヌ事ヘヤラレタ
ラト思ヒマス

ソレヘ何カト申シマスト兩方カラ御意見ノ有ル通り「戰死確認ノ
場合ノ葬儀費デ御應イマスネ之モ梅代サンガ一人デ出ス必要ナイ
ト思ヒマス。本立派ナ御兄弟モ多イシ親類等モ供手傍観ヘシナイト
思ヒマス若葉之ヘ大シタ金額デハ有リマセヌカラ如何デセウ梅代
サン

梅代

妻トシナ異議アル筈ガ有リマセヌ

武雄

梅代武雄
善ク御話ヘ判リマシタ御尤デス

金額フ定メナイ事ニシタラ如何

次ニ曰母上トモサンニ賜金ノ一部フ差上ゲルト云フ事ヘ五分ノ
一トカ最初カラ限定シナイデ只簡單ニ世間カラ曉メ十人ガミナ
コレナラ適當ナリト云フ金額ト云フ事ニシタラ如何テ御座イマ
セウカ・梅代サンモ之カラ先三人ノ子供フ負チ社會ノ荒波フ乘越
エネバナラスシ母上トモサンヘ立派ナ子供サン方ノ孝養フ受ケ
老後フ安ラカニ送ラレルノトヘ大分趣ガ違ヒマスカラ最初カラ

宣傳書

謹トス

過ミテ以算す所ヘ大々多矣。幸ヘ存リサクハ成モ御事で才智勝手
手頭ヨリス。本筋は大抵御承手にて、御行持御事無事ハセドト
連合ヘ事務種々御細トマヌケ奉悉。多忙甚サム。或ハ八月例会ノ事
メヨヘ御式ノ事ア五十周年成セ申候。又御見聞御報事御報事御報事
マキ取ヨリス。

さすがセリヤ。かく我人の才智を夸え大也。又モニテ御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事
御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事御事

拂々勝利へ駆りマクタニ勝利テス

ノ

發送ミ家ミセト事ニシムモ駆使
旅費ニ資モ次ニ織ヨクルヘイハ大袋織ヒ重ヨクア次モ貴賃也
正木ハセモ又シ掛土ナ子セビヘ立通サ半掛セソ次モ準備ミ受キ
サウカ・掛外セシ子宮モ三番三人ヘ半掛ミ挂セ掛輪・織機モ運搬
ヒツセモ織糸リイ云々金路ト云々駕ニシムモ駆使モ駆使トマ
一ト大袋織ヒヤ織武シセイモ只簡單ニ掛織也御ス十人衣シモ
次ニ口掛生ナ子セシヨ織金ヘ一端モ掛土モナリ云々事ハ五分ヘ

御書

驅イヌ

宣教ヲ御座イマス

宣

第三番國ヘ亡父竹次郎氏時代ノ負債約二五〇〇圓ヘ當然與四郎
氏ノ責任ニシテ從ツナ梅代サンヘ之ヲ拂フ義務ガ有リマスネ
殊ニ財産ガ擔保ニ入ツナキルノデシタラ早ク御拂ヒニナツタ方
ガ得策テヘアリマセンカ

武雄・梅代

御拂ヒ致シ度イ

宣

第四番國ヘ秀夫氏ノ借金馬〇〇〇圓ヘ其ノ生ジタル經済ヲ考ヘ
亦秀夫氏本人ヘ立派ニ社會ニ生活シナ居ルノデアリマスカラ現
在ヘ經濟ノ能力ガナイト云フ理由カラ之モ賜金ヨリ經濟スルノヘ

宣

梅 横 武

武雄サン此ノ賜金へ妻子ノ生活安定ノ爲ノ金デスカラ其ノ點誤

ソレハ不可デス弟ノ放蕩シタ借金ヲ兄ガ身ツ投出シタ爲ニ下サル賜金カラ返済スルト云フノヘ筋ガ合ヘナイト恩ヒマスガ

最初カラノ私連ト同意見デス現ニ分家シナ居ル者ノ負債返済ヘ出來マセス

宜敷クナイト恩ヒマス尙内田庄作氏ト秀夫サンヘ叔甥ノ間柄協議ノヤリ様デヘ暫ク待ツテ黄ツタラ如何デスカ

代

彼は極端に説教の入らず半ばへてその事を耳に傳聞する事もあらず、既に既に之を知りて懸念せんと申すが如きは、殊に其の心事の種へ當然異種類の御意を抱くものであつた。

「お前、爲めに此等の事で心配するな。」
「お前、爲めに此等の事で心配するな。」
「お前、爲めに此等の事で心配するな。」
「お前、爲めに此等の事で心配するな。」

宣

武

宣

武

解シナハイケマセヌ

雄

善ク判リマシタ勢ニ返済サセルコトニ致シマス

デハ最後ニ獲リノ賜金ヘ子供ノ養育費ト云フ梅代サンノ御意見

ニ私等第三者トシナヘ双手フ擧ゲチ賛成シマスガ武雄サン如何

デスカ

御尤テ御座イマスガ梅代サンヘ母及妹達ノ面倒フ見タリ家事フ
ミタリ出來ナイ状態ニ有リマスカラ賜金ノ受領ノ問題ト同時ニ
サウ云フ點ニモ觸レタイト風ヒマスガ

私等ナニテハ達者ヘ堪能ヘ得セリム事は御承知セリハ此ノ事
ハ誠實次々接觸ス事生起アヘバ向來ハセトニ拘泥マズ申
ベロハ本邦ヤ又國ヘ通セキを爲シ給事ハ或ナリテ此ノ事ニ要當ニテサ
ル事
風氣ヘ接觸セリト議ハシマセリ又其事ニ付セリ事不才體言申候
ハ誠實アサヌ
事等次々ハ誠實ナニ堪能成テ六月ニヤ還事セ同承諾ヘ成事無
リ
事始入學モ既ニ成事モ少々ヤ達者モ多シ時有ハ
成事モ多々在り且シア大嘗御用出組諸段生時支度ハ既經入門
事

武 宏

財産分割ノ點迄私へ立入ル事へ出來マセヌ
武雄サント梅代サン二人デ話合ツテ下サイ

達藤家ニ同居出來得ナイノヘ私ノ壇ラス點モ有リマセウガ他ニ
モ其ノ理由ヘ有リマス從ツテ與四郎ノ財産中家屋敷丈ヘ母上ノ
名儀トシ其ノ他ハ全部靖彦ノモノトシテ之ヲ武雄サンニ管理ツ
御願ヒシタイト恩ヒマスサウシナ母上ノ亡クナラレタ跡ヘ家屋
敷フ武雄サンガ受領ガレ靖彦成年ニ達シタル場合ヘ靖彦名儀ノ
財産ヘ靖彦ニ引継ガセタイ

梅代

モウ少し具体的的デナイト私ニヘ分リマセヌガ梅代サン如何デス

達々木セヘアマサ次

武 宏

モウ少し具体的的デナイト私ニヘ分リマセウガ他ニ
モ其ノ理由ヘ有リマス從ツテ與四郎ノ財産中家屋敷丈ヘ母上ノ
名儀トシ其ノ他ハ全部靖彦ノモノトシテ之ヲ武雄サンニ管理ツ
御願ヒシタイト恩ヒマスサウシナ母上ノ亡クナラレタ跡ヘ家屋
敷フ武雄サンガ受領ガレ靖彦成年ニ達シタル場合ヘ靖彦名儀ノ
財産ヘ靖彦ニ引継ガセタイ

武 宏

梅代

モウ少し具体的的デナイト私ニヘ分リマセウガ他ニ
モ其ノ理由ヘ有リマス從ツテ與四郎ノ財産中家屋敷丈ヘ母上ノ
名儀トシ其ノ他ハ全部靖彦ノモノトシテ之ヲ武雄サンニ管理ツ
御願ヒシタイト恩ヒマスサウシナ母上ノ亡クナラレタ跡ヘ家屋
敷フ武雄サンガ受領ガレ靖彦成年ニ達シタル場合ヘ靖彦名儀ノ
財産ヘ靖彦ニ引継ガセタイ

方謀セノイ事等セノ三人モ開會ビヤリヤト
相談会時、議論シハ立入ル事ハ出來マサニ

領翁ハ諸侯ニ信頼致サタト
魏又大漢セノ武帝魏氏ノ御歴御事ニ漸々久シ故合ヘ議論參照入
蘇武ヨリ多アトニ與ヨリバセセドセ也因土ノ言クセマム禪ヘ參照
參照トク其ヘ雖ヘ全議論者ノ子ノイヒヤ玄ニ趣識セノニ晉朝モ
子其ノ賢明ハ存リテス第モセ典四顧ヘ根柢中華風禮文ハ附生ヘ
景祐泰ニ御風出来事ナシヘ雖ヘ全ヤ又歷世承りタマサウ代勝ニ

手ヤ心ミ異音即モセトイ様ニハ空リヤサヌ皆響介セノ時時モス

家屋敷ハ祖先傳來ノモノ故之ヘ全部靖彦ノモノトシ残リノ財產
ノ半分ヲ靖彦ト云フコトニシ残リフトモ名儀ニシタラ如何

失禮デセウ總チガ與四郎ノモノヲ自分勝手ナ話デスト反對ス
武雄・梅代間ノ融合ヒニナ妥協ノ様子ナキ爲野高久吉氏本件ヘ
改メテ協議スペク提議シタルモ佐藤金平氏後ニ残ラヌ様皆決メ
タ方ガ宜イト思ヒマストノ意見

興奮ノ極涙シテ他人ヘ黙ツテ居ナサイト佐藤氏ヲ封ジル
此處ニ於テ双方意見對立逆轉ノ形勢ニ有リ因ツテヤムナク
私ハ遠藤家ノ財產分割ニ付テハ立入ルベキ筋合テハアリマセヌ

是へ縁を絶て御義代陪を以て入るが半世紀アヘアリテナ及

其ニ徳セ威武意氣難五教釋ハ熾爛ニ休リ國々アサムセ々

攻撃ハ威威セテ世人ハ興セテ唯モトイ清風八ミ延々

冬吉宣道トヨ遠ヨツバトヘ幕張

始メヤ顕形スハモ野高セモハ半官金等ハ皆ニ麁セ又鬱鬱火
薙れ、桂井園ハ御會ヨニテ分崩ハ耕平セ半官連高大吉浜本舟ハ
大聯キセヤ城セ其與四郎ハ子ヘモ自食一平セ蒲原スノ頭蓋火

外

ハ半官ニ隸属リ近ニヒキニマジリセテ半官御殿ニシテ御用

御事務ハ御書御案入主ヘ如高ヘ全體御事ハ半ヘモ既リヘ相済

カラ只單ニ傍聴者トシテ父今迄色々御話シ申シ上ゲテ來タ關係
上御参考迄話サシナ貰ヒマス

梅代サントシテハ遠藤家ニ入り立派ニ與四郎ナキ跡ヲミナ行キ
タイト恩ヒマシテモソレガナラヌ事情アルシ故トシナノ道ガ盡
セヌト云ツテ之カラ先小サイ子供三人ヲ連レテ洋裁教師位ノ收
入デヘ母上ニ御小使モ差上ラレヌカラ家屋敷ノ母上ノモノトシ
ナ其ノ他ノ靖彦名儀ノ財産ノ果實ヲ以テ自分ニ代リ秀雄サンフ
シナ孝養ヲ盡シナ頂キ其ノ他ノ家事モミナ貰ラヒタイト云フノ
ダト恩ヒマス梅代サンガ弱イ女ノ力チ子供三人ヲ立派ニ遠藤家
ノ名聲ヲ博スベキ男兒トシタル場合ハ現在ノトモサントノ仲達
ヒモサルコトナガラ祖先・竜ニ夫與四郎氏ニ對シナノ孝養ヲ完

全ニ盡シタモノト云ヘルト恩ヒマス

余は先づ此申上ノ件ヘイテ既ヘ此ノ題ヨアス

ヨリサカムニイセキヤ御承、達ニ天皇御恩ハニ院セキヘ奉者モ皆
ヘ浮揚モ聲タシキ根原モ多ク御命ハ與賜ヘトナセビイヘ時職
及モ場ヨクス御對セバ女娘ト武ヘ代モ平頭經八ミ立憲ニ派官候
モモ寧御事ニシテ是半真ヘ斯ヘ深參子シセラモシタノイ御マス
モ御ヘ申ヘ難儀奉者ヘ御承ヘ渠宣モ渠宣モ以テ相びニ付リ密藏セバ
入モヘ得テニ國ハ御承セテ又以テ御國御モ御主ヘ手ヘイセ
シ又手付ベセ度成モ予小セト半頭三八セ御ソテ取點露西勢ヘ
シテオ運ヨダセモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ
御外セドキモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ

モ呼參家盛滿セモモモモ

次モ貢使モ御承セモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモモ

亦武雄サンニシテモ母上ノ名儀ノ財產ガ少イカラトナ母上トカ
御令妹様ノ面倒ヲミル事ガ出來ナイト云フコトヘ子供トシテ云
ヘルモノデモナイト考ヘマス、殊ニ靖彦君ガ成年ニ達スル迄ニ
ヘ之カラ十年余リモ有リマスカラ其ノ間現在ノ全財產ヲ預ル時
ハ充分ヤレルノデハナイカトコウ考ヘルノデアリマス親ノカ、
リ兒ヘ一人ト申スサウデスカラネ幾ラノ財產ガ有ルノカ私ヘ判
明シマセヌガ只御参考迄ニ申上マス

武雄

長時間考ヘタル上梅代サンサヘ宣シカツタラ同意シマスト

コレデ私ノ役目モ無事相濟ミマシタ様ナ次第デ皆様ニ厚ク御禮
申上マス、武雄サンニ御願致シタイ事ガ一ツ有リマス

寛

蒙古聯合自治政府駐日大使事務處

電
文

電
文

ソレヘ母上トモサンニモ御目ニ掛ツナ色々御話申上ネバナリ
マセヌガコノ様ナ紛争調定ニ當リマシテハ貴殿ガ兩方ノ事情
ニ精通シテ居ラレマスカラ今夜ノ件ハ貴殿ガ責任ヲ以テ母上
ニ納得サシテ頂キ度イ

電
文

電
文

電
文

皆様御多忙ノ處有難ウ御座イマシタ
今後ヘ遠藤家隆昌ノ爲相倚リ相助ケテ行カレマス様願ヒマス
時ニ三十日午前〇時三〇分散會ス

以
上

甲生アタシ、御敵セノヨニ勝利賜セラト御食一ヶ令リア
日本ニテ威ノ音頭子城本隊幹シマセキ朝セ矣ヨモ音頭ニ則リ勝利
御相合處ハ各ル主將外セバセハ直ルアベモア御敵セマズト
御
總

御
總

御
總

御
總

御
總

- 一、抑紛爭ノ根本ハ遠藤家ニ負債ガ有リ之ガ逕済ニ關シ内田庄作・佐藤夫婦ノ介在ガ影響スル處大ナルモノ有リ
- 二、遠藤與四郎ノ賜金ニ關シナヘ一應委託代ノ意見通り調定完了シタルモ尚双方釋然タラサルモノ有ルモノノ如シ
- 三、因ツナ賜金受領後之ガ使途分配上ニ於チ權代ガ適當ナル行爲ツナサザレバ亦紛爭再燃ノ懸念有リ
- 四、賜金受領後ノ處理ニ關シナ政府ガタツチスベキニ非ザルヲ以テ一應以上ヲ以テ調定完結トス

以上

遠藤家家庭紛争調定ニ對スル考察（竜馬言）

此ニ三十日半の間アリ余は猶及
今朝ハ遠藤家紛争ノ問題を解消せし日本ノアヌヌ財團ヨアヌ
皆御高參御入候申候き御禮不肖アリ
尊誠既セサムを實告テ以テアリアヌ
諸君

ニ總経きセキ而離手退ト

ニ總經セキ而離手退ト
ツナ又既ニヘシセ細津鶴派ニ清りヤマトヘ西國貿易代ヘ年賃
ドリヘ相士ナ子ナクニ子時日ニ似ダセ出ツサ尋事中生奉ヘアリ

遠藤家同居者

遠藤トモ（六二才）・興四郎・實母健在

武雄（三二才）

實弟
元野高靜江ノ夫ニテ月俸七〇圓位

秀夫（二六才）

（分家シ奉天ニ居住）

春雄（二十四才）

（出征中）

サカエ（二一才）

實妹（國民學校教員月俸四〇圓）

貴美子（一八才）

（女學校四年生）

佐藤金平（三七才）

義兄
夫婦共ニ國民學校教員ニシ
チ子供五人アリ之ガ面倒ヲ
母トモニ依頼シ有リ

久子（三六才）

實姉

國民學校教員月俸四〇圓位
佐藤金平（三七才）妻トモニ依頼シ有リ
夫婦共ニ國民學校教員ニシチ子供五人アリ之ガ面倒ヲ
母トモニ依頼シ有リ

備 考

一、財産ヘ約一五〇〇〇圓見當（村役場ノ見積リ）

二、右財産ノ一部ヲ擔保トシタル亡父竹次郎時代ノ負債約一、五〇〇

三

三、右財産ヨリノ果實ヘ之ヲ擧ゲテ前掲同居者ノ生活費其他ニ充當
四、遠藤秀夫ヘ日大中退棄行不良ノ由ニテ二十四才ノ時隸用ニ不敗
シ母方ノ叔父内田庄作ヨリ金三〇〇〇圓ヲ借用シタルモ現在還
済ノ能力ナク家人一同心痛シ居ル状態ナリ
但シ内田庄作ヘ村内有數ノ資産家ノ由ナリ

五、本家庭ヘ普通ノ生活状態ト恩料ス

六、佐藤金平夫婦ノ同居サレルヘ母トモノ所望ニ依ルモノノ如シ

次第の趣手や手へ通報せよとへ申イテ、御端の前かず、
日本に於ヘ通報入參請候事極少極稀々。

斯ニ内に於ヘ通報入參請候事極少極稀々。

諸々通報者多數入門者等を主取扱ひ、通報者

又同様入通報内出退者毎日五〇〇人等を含み、通報

門檻通報者へは大半通報實本数、即ニ文二十枚下入相手、其の外成る

事、即ち通報者、通報へ該モ並びて連絡傳達等、過場時異時並重事

は、亦確然一端を識別不能の實質の連絡片、實無碍也。

江原道へ通じ既のの通報者へ付隨共、最著リ。

司 家

野高家同居者

野高久吉（六一才） 遠藤梅代ノ實父（健ナルモ殆ド收入ナシ）

さき（五〇才） 実母（孫四名ノ養育ニ當ル）

静江（二五才） 実妹

〔元遠藤武雄ノ妻ニシテ現
在ヘ自宅ニ於テ洋教學院
フ開キ月收入約百圓有リ〕

瑞美子（三才） 静江ノ實子

幹彦（八才） 遠藤梅代ノ長男

瑞穂（三才） 長女

備 考

一、財産狀態不明ナルモ野高久吉ハ元景物商ニシテ現在ヘ殆ド收入
ナク静江ノ月收約百圓ヲ以テ生活シ居ル狀態ナリ

主 戸	前 戸	
母	父	主 戸
遠藤與四郎	遠藤竹次郎	遠藤竹次郎
田中治平	長	長

本籍
静岡縣駿東郡愛鷹村西椎路八百九拾五番地
出生年月日受附
駿東郡愛鷹村西椎路八百九拾五番地二泓出生父遠藤竹次郎
日治四拾貳年壹月九日受附入籍
出生届出事項中出生場所及届出人資格並氏名身分登記依
リ記載
昭和貳年四月拾八日前戸主竹次郎死亡ニ因り家督相續親權ヲ
行母遠藤とも届出今月貳拾日受附
野高梅代ト婚姻届出昭和八年拾月拾八日受附
昭和八年八月廿日受附

駿東郡金岡村澤田拾參番地戸主内村利兵衛貳文明治參拾參年
七月貳拾六日遠藤竹次郎上婚姻届出全日入籍
昭和貳年四月拾八日夫竹次郎死亡ニ依リ婚姻解消

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地二於出生父遠藤竹次郎上婚姻
治參拾六年貳月貳拾參日受付入籍
出生届出事項中出生、場所及届出人、資格並ニ氏名身分登記ニ依
記載
田方郡北上村壹町田拾八番地神山武雄上婚姻届出昭和參年貳月拾
日北上村長望月精太郎受付合日送付除籍

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地二於出生父遠藤竹次郎上婚姻
治參拾九年六月拾貳日受付入籍
出生届出事項中出生、場所及届出人、資格並ニ氏名身分登記ニ
依リ記載
小笠郡原泉村居尾四百拾壹番地佐藤金平上婚姻届出昭和參
年壹月拾八日原泉村長中山平作受付同月貳拾壹日送付除籍

駿東郡鷹根村西雅路八百九拾五番地二於出生父遠藤竹次郎上婚姻
治參拾四年四月拾壹日受付入籍
出生届出事項中出生、場所及届出人、資格並ニ氏名身分登記ニ依
記載
沼津市本字大門町參拾六番地野高久吉貳女靜江上婚姻
緒組婚姻届出昭和拾四年參月四日沼津市長森田恭次郎受付
全月九日送付除籍
養父沼津市本字大門町參拾六番地野高久吉及養母さきト協
議離縁妻靜江上協議離婚婚姻届出昭和拾六年拾壹月拾五日沼津
市長名取榮一受附全月拾八日送付復籍助役

姉		妹		義子		母	
出生	明治參拾六年貳月拾壹日	出生	明治參拾九年六月拾壹日	出生	明治拾四年五月拾壹日	出生	明治拾四年五月拾壹日
父	内村利兵衛	父	内村利兵衛	父	内村利兵衛	父	内村利兵衛
母	とも	母	とも	母	とも	母	とも

武雄
久子

父	内村利兵衛	母	とも	父	内村利兵衛	母	とも
出生	明治參拾九年六月拾壹日	父	内村利兵衛	出生	明治參拾九年六月拾壹日	父	内村利兵衛
母	とも	父	内村利兵衛	母	とも	父	内村利兵衛

武雄

出生明治四拾四年拾壹月拾壹日

駿東郡鷹根村西椎路八百九拾五番地二於出生父遠藤竹次郎

父云遠藤竹次郎四

届出大正六年貳月貳拾壹日受付附入籍

母とも男

駿東郡愛鷹村西椎路八百九拾五番地二分家届出昭和拾五年五月

月参拾日受付除籍

本籍二於出生父遠藤竹次郎届出大正八年六月六日受付附入籍

父云遠藤竹次郎五
母とも男

第

春雄

出生大正八年五月貳拾八日
(沼澤謹寫)

本籍二於出生父遠藤竹次郎届出大正拾壹年一拾月壹日受付
入籍

父云遠藤竹次郎參
母とも女

妹

さかゑ

本籍二於出生父遠藤竹次郎届出大正拾四年九月四日受付入籍

父云遠藤竹次郎四
母とも女

妹

貴美子

出生大正拾四年八月貳拾壹

沼津市本字大門町参拾六番地戸主野高久吉長女昭和八年九月
八日遠藤與四郎上婚姻届出同日入籍

父 野高久吉 母 久美子 女長

妻 梅代

本籍於出生父遠藤與四郎届出昭和拾年壹月貳拾八日受
附入籍助役

男長 靖彦

出生 昭和拾年壹月拾立日

10.

父 遠藤與四郎 母 梅代 男長

東京市世谷區代々木上原町千百人拾九番地於出生父遠藤
與四郎届出昭和拾壹年拾月貳拾日受附入籍

男貳 幹彦

出生 昭和拾年壹月拾壹日

9.

父 遠藤與四郎 母 梅代 女長

5.

瑞穂

出生 昭和拾五年貳月壹日

東京市世谷區代々木上原町七百五拾八番地於出生父遠藤
與四郎届出昭和拾五年貳月拾叁日受附入籍

昭和拾七年五月 捜西日

静岡縣駿東郡藤澤村長原孝作

101

出生	母	父	出生	母	父

株式 理事 皮殿 國產電機株式會社 駿東製作所

電動機
電力(三島局) メントウコクサン

四葉
横濱一〇

至り上りでなくなりはせぬかと聞けりと云う事すが
云ひておもやうにわざと申す事と云ふ事と
申せばヤリトテ云々^{トテ}
ちりく様子を教へておなじく異なつたり何事
教會下さりませ
ヨリ當は一方打拂めり並結核アリテありぬる
至り上りに又いふ事はおなじ事に云ふ事と云ふ事と
申せりヤリトテ申す事と云ふ事と申す事と
申せり申す事と云ふ事と云ふ事と申す事と
申せり申す事と云ふ事と云ふ事と申す事と
申せり申す事と云ふ事と云ふ事と申す事と
申せり申す事と云ふ事と云ふ事と申す事と

本年四月二十九日會社と申す事と申す事と申す事と

申す事と申す事と申す事と申す事と申す事と

小倉北区東洋町六号
洋長殿主江戸 大喜びにて
預り申すて毎日感謝の日を送り申す
生後三月而は実に精子大現状にて申す
生後五ヶ月左様にて育てきりて
やがて起きて山古也が生始めて中止
思ひやうにナリタク申す
かか事度申すまじく申す
ちがう力添強さずして生乳を産み申す
生れます。娘の義弟の坊主情子も聚団も
憎らうと一て所代の生乳を運ねば了然生は
責任を負ふるのを承り申す
大丈夫 金責任を以て

國產電機株式會社駿東製作所

電話 三島(代表)八一〇・八一〇一八一四番
沼津 一、〇四二番
電略(三島局) メントロコクサン

駿東製作所

3

本日は御用事で、駿東製作所にて、
方の車両回復車を修理する。車両の修理には、
又和田ネクシスの車両修理能力が限られ、手作業と並んで、
矢折れ刀車と車両の修理に時間がかかる。
本日は午後より何等修理もとどけはまわせん。
費用は午後何時まで修理すれば、午後まで
午後車両と車両修理料金を算定して希望
金額を支拂ふ。午後車両修理料金を算定して希望
金額を支拂ふ。午後車両修理料金を算定して希望
金額を支拂ふ。

國產電機株式會社駿東製作所

電話 三島(代表)八一〇・八一〇・八一四番
招書 一〇四二番
地図(三島局) メントウヨウサン

一縷。右記事は最初「手鏡」たゞちし御の方に付り
形と手鏡のとまはより是事と云ふ。有ります。
何時も以てのすの年賀年を事とやうすくて生る
恐縮。至る。何年。以力除く。而手がう。約て
は能く。手手。以て。取て。放す。まか。手か。まく。不せ。か
迷惑。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
又面接。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
大喜。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。
手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。手手。

十一月二日

九

國產電機株式會社駿東製作所

電話(三局(代表)八二〇・八二〇・八一四番

沼津一、〇四一番

電路(三局)スントウヨウサン